

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 の 公 告

令和7年9月22日

下記により差押財産の公売をするので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。新潟県上越市長 中川 幹太

公売財産、公売保証金及び見積価額	売却区分	公 売 財 産			公 売	見 積 価 額
	の 番 号	名 称 、 性 質 、 所 在 及 び 地 上 権 等 の 内 容		数 量	保 証 金	(最低入札価額)
		別紙のとおり			円	円
	(注) 1 上記の売却区分の番号ごとに公売します。入札は売却区分の番号ごとに、それぞれ入札してください。					
公 売 方 法		せり売り(売却区分ごとに売却)				
公売参加申込受付期間		令和7年10月3日(金)午後1時00分から令和7年10月21日(火)午後11時00分まで				
公 売 保 証 金 提 供 期 間						
入 札 期 間		令和7年10月28日(火)午後1時00分から令和7年10月30日(木)午後11時00分まで				
公 売 の 場 所		KSI官公庁オークションによるインターネット公売システム上				
最高価申込者決定日時及び場所		日時	令和7年10月31日(金)午前10時00分	場所	上越市財務部収納課	
売却決定日時及び場所		日時	令和7年10月31日(金)午前10時00分	場所	上越市財務部収納課	
代金納付期限		令和7年11月7日(金)午後2時30分 (但し、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)				
買受人についての資格その他の要件		下記、その他17のとおり				
その他	1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条の規定に該当する者又は同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することができません。 2 公売財産の入札をしようとする者(以下、「入札者等」という。)は、公売参加申込受付期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。 3 公売保証金の提供は、入札者等(入札者等が法人の場合は当該法人代表者、公売手続きを委任する場合はその代理人)名義のクレジットカード(一部のカードを除く)により公売保証金を納付することができます。 4 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければできません。 5 せり売りにかかる買受の申込みは、せり売り期間中であれば何度でもできます。一度行ったせり売りにかかる買受の申込みは、変更または取消しはできません。 6 見積価格以上の入札者のうち、最高価格で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。 7 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。 8 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産は、それを得たときになります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。 9 上越市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。 10 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。 11 公売公告の内容は、上越市財務部収納課で閲覧することができます。 12 KSI官公庁オークションが提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。 13 下見を希望される方は、事前に上越市財務部収納課までご連絡ください。 14 買受人は、公売財産を熟覧のうえ、公売に参加してください。 15 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合執行機関は何ら補償しません。 16 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。 17 その他については、上越市インターネット公売ガイドラインによります。(なお、ガイドラインについては、上越市ホームページに公開しています。)					
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等の権利を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を上越市財務部収納課に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、上越市財務部収納課に用意してあります。						